役員互助会規程

（目　的）

第１条　本規程は、愛知県聴覚障害者協会（以下「協会」という）役員相互の福利厚生に資するとともに、役員に対する協会の慶弔表示を目的とする。

（定　義）

第２条　本規程の対象は、理事・監事の役員および退任役員（退任後10年以内）とする。

（掛金額と負担区分）

第３条　掛金額は、2年間一括で2,000円とする。

２．第５条における給付が十分にできないと判断した場合、臨時に徴収することもある。

（掛金の納付）

第４条　掛金の納付は、理事会の場で徴収する。2,000円以下の場合は別途とする

２．一旦納付された掛金は、理由の如何にかかわらず返金しない。

（給　付）

第５条　給付は、次に掲げるものとする。

①傷病見舞金　　10,000円

およそ1ヶ月以上の入院又は自宅療養（医師の診断による）

②弔慰金　　20,000円

役員が死亡したとき

③家族弔慰金　　10,000円

配偶者（内縁を含む）、子（養子を含む）又は父母（養父母を含む）の死亡

④結婚祝金　　10,000円

役員の結婚

⑤役員退任慰労金　　20,000円（4期[8年]）、30,000円（6期[12年]）

協会役員を退任した時に、任期期間に応じて上記金額を支給

⑥その他、理事会が認めたもの

(1)役員の死亡においては、供花を贈り、この費用は互助会が負担する。

(2)退任した役員が退任後10年以内に死亡した時は、弔慰金（10,000円）と供花一対を贈り、この費用は互助会が負担する。

(3)前記以外のケースについては、理事会の同意を得て対処する。

（給付の範囲）

第６条　第５条⑤の役員退任慰労金の給付範囲については下記の通りとする。

（１）任期の計算は、役員互助会規程制定後の役員改選年(2004年)からとする。

（２）退任後の空白期間ののち、再就任の場合は再就任時点からの計算とする。

（３）役員退任慰労金の適用開始は、2012年度退任役員からとする。

（給付の権限）

第７条　理事会の協議が時期的に不可能な場合、その給付権限を理事長に委ねる。

２．前条のケースで給付した場合、理事長は速やかに事後報告を行う。

（給付の手続き）

第８条　給付理由が生じた者は、規定の用紙により協会事務局に届ける。但し、各弔慰金および退任慰労金は事実の確知により給付する。

（実務の処理）

第９条　本規程に関する実務一切は、事務所長が行う。尚、財政委員は年に2回収支に相違ないか確認する。

（報　告）

第１０条　4月1日から3月31日を会計年度として、年度終了3ヵ月内に理事会に報告するものとする。

（監　査）

第１１条　監事により監査の要求があったときは、帳簿等を提出するものとする。

（規程の改廃）

第１２条　本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

〔付　則〕

本規程は、2002年（平成14年）12月15日より施行する。

規程一部改正2010年（平成22年）5月9日より施行する。

規定一部改正2022年（令和4年）9月11日より施行する。

役員互助会受給申請書

愛知県聴覚障害者協会役員互助会規程第８条に基づき、下記の受給を申請いたします。

受給名	
理　由	

年月日
役職名
氏　名　　印

領　収　書

下記の金額を正に領収いたしました。

金　額	円

氏　名　　印

〈決裁事項〉(記入不要)

申請受理日	支払日	(備考)	処理承認	事務所長	担当者